

【リアル展示会規約<主催者（日刊工業新聞社）作成規約の一部抜粋>】

①出展物の管理保全

- 1.日刊工業新聞社（以下、事務局）は管理者として注意を払って会場全般の管理にあたります。ただし、各出展物の管理は出展者が自己の責任と費用にて行ってください。
- 2.事務局は出展物の盗難・紛失・損傷・火災・その他天災地変等を原因とする出展物の損害に対しての一切の補償責任を負いません。従って出展者は出展物に保険を付すなどの措置をとるように配慮してください。

②危険物等の持ち込み

- 1.引火性・爆発性の危険物の持ち込みを禁止します。また、その他消防法に定められる危険物・裸火を使用する物については所轄消防署の承諾を受けた物以外は持ち込みを禁止します（危険物の持ち込みの解除条件等については出展者説明会にてご説明いたします）。
- 2.主催者の承諾を得られなかったもの、関連法令に抵触するおそれがあるもの、および公序良俗に反する物の持ち込みを禁止します。

③実演上の注意・事故防止

- 1.出展物の実演は自由ですが、はなはだしい音響・発煙・発光・臭気を伴うもの、または危険を伴う実演は中止を願うことがあります。
- 2.実演によって生じた生ゴミ・展示廃棄物は出展者が処理してください。会場内に廃棄しないようにお願いします。
- 3.出展者は搬入出、展示、実演にあたり最善の注意を払い事故防止に努めてください。また、出展者は万全の処置を講じ、責任者の常駐をお願いします。主催者自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故につき一切の責任を負いません。

④原状回復

- 1.出展者は、本展示会の会期終了後、所定の搬出期間を経て出展小間を原状に回復しなければなりません。ただし、出展者が原状回復工事を行わない場合は、主催者において同工事を行い、その費用は出展者が負担するものとします。
- 2.出展者が出展小間の明け渡し後、出展者の残物がある場合、主催者により当該出展者へ連絡した後、残物を処分できることとします。また、その処分にかかる費用については、出展者が負担するものとします。

⑤各種工事の諸経費の負担

- 1.小間内照明および実演に要する電気料金ならびに配線工事費は出展者の負担となります。
- 2.電気使用申込、使用料金規定等の詳細については出展者説明会にて出展者に通知します。
- 3.小間内に給排水・エア・ガスが必要な出展者は出展者説明会にて配布いたします所定の申込用紙にてお申し込みください。
- 4.実演等に使用する給排水・エア・ガス料金は出展者の負担となります。

⑥立ち入り点検

- 1.主催者および展示会の警備・防災担当協力会社は、防火、防災対応のため必要と認められた際は、出展者の了解の上、小間内を点検することができます。
- 2.搬入時、および会期中、主催者は防火・防災担当の管轄の行政指導により小間内を点検いたします。出展者が点検時に行政指導を受けた場合は、速やかにその指導に従うこととします。

⑦展示会開催の中止・短縮・延期「について

- 1.主催者は天災等の不可抗力により、展示会開催が困難と判断した場合、開催前または開催期間中でも開催中止・開催期日及び時間の短縮・延期を行うことがあります。また、その際に生じた損害について主催者は責任を負わないものとします。
- 2.開催以前に、不可抗力により、全日程が開催中止となった場合、主催者は既に発生した経費を差し引いた出展料金の残額を出展者に返金します。

3.開催中に発生した不可抗力により、開催期日・時間を短縮した場合については、出展料金等は返金しません。また、それによって出展者が要した費用等については保証しません。

⑧ 新型コロナウイルス感染症対策に関して

1.本展開催にあたっては、自治体・業界団体・会場施設が示す基本方針・ガイドラインに沿った対策を実施し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。出展にあたっては事務局が発行する感染防止策に準じて準備・設営・対応を行ってください。